

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 27(オ)865	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	所有権確認等請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 32 年 5 月 30 日	原審裁判年月日	昭和 27 年 7 月 21 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 11 卷 5 号 843 頁		

判示事項	真正の所有権者から登記簿上の所有名義人に対する移転登記請求の許否
裁判要旨	不動産の所有権者でない者が所有権保存登記手続をして登記簿上所有名義人となったときは、真正の所有権者は、右名義人に対し移転登記手続を求めることができる。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	論旨第三点について。 所論のように所有権者でない者の為した無効の所有権保存登記の存在する場合に、その無権利者である登記名義人に対し真正の所有権者から所有権移転登記手続を求める請求は是認さるべきであり、これと同一見解の下に被上告人の所論請求を容認した原判決の判断は正当である（昭和三〇年七月五日最高裁判所第三小法廷判決最高裁判所民事判例集第九卷第九号一〇〇二頁以下参照）。論旨は、右と相容れない上告人独自の見解に立脚して原判決を非難するもので採るをえない。 同第一、二点について。 論旨はすべて、「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」（昭和二五年五月四日法律一三八号）一号ないし三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 斎藤悠輔 裁判官 入江俊郎)

※参考：判例タイムズ 72 号 56 頁、不動産取引の紛争と裁判例〈増補版〉RETIO816 頁